

発行 伊藤ひであき事務所 豊橋市東田町西前山144-14 TEL 0532(53)3483 FAX (53)3809  
EMAIL : hide@apli.co.jp インターネットホームページ <http://www.itouhideaki.com/>

## 12月議会一般質問 「行政経営の時代」

12月市議会定例会が12月4日から始まります。3日間は一般質問です。

伊藤ひであきは、その初日の12月4日の4番目、午後2時頃から登壇します。豊橋ティーズ6チャンネルで実況生中継されます。なお、今回はインターネット放送はありません。

総務省の地方行革指針を踏まえ、地方に「集中改革プラン」を求めたのに応じ、本市においては今年3月「豊橋市経営改革プラン」が示されました。

その後、国において「行政改革推進法」及び「公共サービス改革法」が今年5月に成立し、6月から施行され、地方公共団体が取り組むべき新たな行政改革に関する手法が制度化されました。

さらに「骨太の方針2006」を受けて、総務省は8月末、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」を策定し、公表しました。その特徴は総人件費改革、公共サービス改革、地方公会計改革の3つです。

「地方にできることは地方に」「民間にできることは民間に」の具体化に入ります。競争原理を使って経費を減らすとともに「民の知恵」を生かして「住民サービスの質の向上」も図ろうとしています。

折から、三位一体改革での税源委譲が来年度から本格的に始まります。

すなわち、地方は自己決定による自己責任の自己負担の「行政経営の時代」に入ったわけです。

こうした新たなるダイナミックな行政環境の変化の中で来年度予算編成作業も始まっています。市長の認識と対応を以下伺う。

1. 来年度は三位一体改革の流れで地方に本格的に「税

源委譲」がなされる最初の年である。すなわち「地方分権」から「地方主権」元年である。

併せて本市は100周年事業を終えて、NEXT100に向けての最初の年である。このときに市長は予算編成に向け、いかなる方針で人が輝き、「笑顔でつなく緑と人のまち」（豊橋の将来都市像）の青写真を描こうとしているのか伺う。

2. 来年4月の改正地方自治法施行を期に収入役が廃止され、市長の補佐に加え、市長権限の一部を委任し、権限を強化する副市長制も可能になりました。市三役のありかたを伺う。また市民病院に公営企業法の全部適用をなし、事業管理者を設置し、責任を明確にした病院経営を行うなど、時代を先取りする改革に向けての取組みを伺う。

3. 地方公務員の給与については、給与構造の見直しだけでなく、地域民間給与の更なる反映に向けた取り組みが強調されています。本市の認識と対応を伺いたい。

また、全国で自治体職員の福利厚生を目的とする職員互助会の見直しも進んでいます。本市の取組みについても伺う。

4. 公共サービス改革で強調されている「市場化テスト」の実施・検討を「集中改革プラン」に盛り込んだ自治体は26団体である。本市はこのことについては明記していません。行政サービスの担い手を入札で競う市場化テストで問われているのは「公務の質」である。認識と対応を伺う。

5. 国と地方の構造改革のはざまにあるのが豊橋勤労福祉会館問題である。

神田知事は平成20年度末をもって豊橋勤労福祉会館の役目は終わったとして廃止する方針を打ち出してい

ます。豊橋市はあくまでも県有施設としての存続を求めています。膠着したままです。

いよいよその期限が迫ってきます。東三河の芸術文化活動に重要な役割を果たしている豊橋勤労福社会館存続について、本市の対応を伺う。(END)